

# 医療トレーサビリティ推進協議会 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この団体は、医療トレーサビリティ推進協議会（英語名称：Japan Medical Traceability Promotion Council）略称：医ト協と称する。

第2条

(事務所)

第2条 この団体は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この団体は、日本における医療分野のトレーサビリティを確立することを目的とする。

(団体の種類)

第4条 この団体は、目的を達成するため、任意団体として活動を行う。

(事業)

第5条 この団体は、第3条の目的を達成するため、次の活動を実施する。

- (1) 医療トレーサビリティ情報管理プラットフォーム(クラウド)の構築・運営
- (2) 医薬品／医療機器等の標準マスター整備と普及活動
- (3) その他医療トレーサビリティを推進する活動を行う。

## 第3章 会員等

(会員の種別)

第6条 この団体の会員は、次の2種とし、正会員および賛助会員をもって構成する。

(1) 正会員

この団体の目的に賛同して入会し、この団体の活動を推進する企業、団体。

(2) 賛助会員

この団体の目的に賛同して入会し、この団体の事業を賛助・後援する企業、団体。

2 会員以外に、委員会、部会、ワーキンググループ等に専門家として参加する有識者を専門委員とすることができる。

専門委員は、委員会、部会、ワーキンググループ等の承認を得て理事長が委嘱する。

(入会)

第7条 会員として入会しようとするものは、理事会が別に定める入会申込書により、申し込むものとし、理事長の承認があったときに正会員又は賛助会員となる。但し、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 正会員、賛助会員は、総会において別に定める年会費を納入しなければならない。

(会員資格の喪失)

第9条 正会員、賛助会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) この団体が解散したとき。
- (3) 正当な理由なく1年以上会費を滞納し、催告を受けてもそれに応じず、理事会において退会と決議したとき。
- (4) 除名されたとき。

(任意退会)

第10条 正会員、賛助会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することが出来る。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決を経て、これを除名することが出来る。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款又はその他の規則に違反したとき
- (2) この団体の名誉を傷つける行為、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の年会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

## 第4章 総会

(構成)

第13条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 監事は、総会及び理事会に出席し、意見を述べる事が出来る。

(権限)

第14条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 計算書類等の承認
- (5) 事業計画の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 解散
- (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第15条 総会は、定時総会として毎年1回事業年度終了後3か月以内に開催するほか、臨時総会を必要に応じて開催する。

(招集)

第16条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

第17条 総正会員の議決権の10分の1以上の正会員によって、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第18条 総会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、やむを得ない事情により理事長が出席できなくなった場合は、出席した理事の中から選出する。

(議決権)

第19条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第20条 総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(議事録)

第21条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

## 第5章 役員

(役員配置)

第22条 この団体に、次の役員を置く。

(1) 理事 5名以上 15名以内

(2) 監事 1名以上 3名以内

2 理事のうち1名を理事長とする。

(役員選任)

第23条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この団体を代表し、その業務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この団体の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第27条 理事又は監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第28条 理事及び監事に対して、その職務執行の対価として、総会において別に定

める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、総会の決議を経て、報酬等として支給することができる。

(顧問・相談役)

第 29 条 この団体は、顧問・相談役を置くことができる。

- 2 顧問・相談役は、理事会の推薦により理事長が委嘱する。
- 3 顧問・相談役に関する必要な事項は、理事会の決議を経て理事長が定める。
- 4 顧問・相談役は、理事会における議決権を有しない。

## 第 6 章 理事会

(構成)

第 30 条 この団体に理事会を置く。

- 2 理事会は、全ての理事をもって構成する。
- 3 監事は理事会に出席し、意見を述べる事が出来る。

(権限)

第 31 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この団体の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長の選定及び解職

(招集)

第 32 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、理事長があらかじめ定めた順位により、理事がその職務を代行する。

(決議)

第 33 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(議事録)

第 34 条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第 7 章 その他の機関

(戦略会議及び部会長・委員長会議)

第 35 条 この団体は、第 4 条に定める活動を行うために、専門的かつ実効的な戦略会議及び部会長・委員長会議等を置くことができる。

(委員会)

第 36 条 この団体は、第 4 条に定める活動を行うための委員会を置くことができ

る。

## 第 8 章 資産及び会計

(事業年度)

第 37 条 この団体の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業報告及び決算)

第 38 条 この団体の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、第 2 号及び第 3 号の書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 貸借対照表

(3) 損益計算書（正味財産増減計算書）

2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、監査報告を主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、定款及び正会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金分配の禁止)

第 39 条 この団体の剰余金は、これを一切分配してはならない。

(事業計画及び予算)

第 40 条 この団体の事業計画及び収支予算は、理事長が作成し、理事会の決議をしなければならない。

## 第 9 章 知的財産権

(知的財産権の取扱い)

第 41 条 この団体が実施する活動において、創出又は提供される知的財産権の取扱いについては、別に定める。

## 第 10 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 42 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 43 条 この団体は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする事業の成功の不能

(3) 正会員および賛助会員の欠亡

#### (4) 合併

(残余財産の帰属)

第 44 条 この団体が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、決定する。

### 第 11 章 公告の方法

(公告の方法)

第 45 条 この団体の公告は、電子公告の方法により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

### 第 12 章 事務局等

(事務局及び職員)

第 46 条 この団体に事務を処理するため事務局を設け、事務局長及び必要な職員を置く。

- 2 事務局長は、理事会の決議を経て理事長が委嘱し、職員は理事長が任免する。
- 3 理事は、事務局長もしくは職員と兼務できる。
- 4 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て理事長が別に定める。

### 第 13 章 補則

(委任)

第 47 条 この定款に定めるもののほか、この団体の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

(法令の準拠)

第 48 条 この定款に定めのない事項はすべて法令に従う。

#### 附則

- 1 この定款は、この団体の成立の日から施行する。
- 2 この団体の設立初年度の事業年度は、この団体の設立の日から 2019 年 3 月 31 日までとする。
- 3 設立時正会員の名称及び住所は次のとおりとする。

名 称	住 所
エーザイ株式会社	東京都文京区小石川 4-6-10
株式会社 NTT データ	東京都江東区豊洲 3-3-9 豊洲センタービルアネックス

株式会社エフエスユニマネジメント 東京都港区芝浦 3-4-1  
サクラグローバルホールディング株式会社 東京都中央区日本橋本町 3-1-9  
株式会社シーエーシー 東京都中央区日本橋箱崎町 24-1  
凸版印刷株式会社 東京都千代田区神田和泉町 1 番地  
株式会社日本アルトマーク 東京都港区芝 5-33-1 森永プラザビル本館 15 階  
日本マイクロソフト株式会社 東京都港区港南 2-16-3 品川グランドセントラルタワー

- 4 この団体の設立当初の役員の任期は、第 26 条第 1 項及び 2 項の規定にかかわらず成立の日から 2019 年 3 月 31 日までとする。
- 5 この団体の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 38 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 6 この団体設立時の理事長、理事及び監事は次のとおりとする。

理事長 落合 慈之 NTT 東日本関東病院 名誉院長/東京医療保健大学 学事顧問  
理 事 石川 広己 (公社)日本医師会 常任理事  
理 事 大道 道大 (一社)日本病院会 副会長  
理 事 熊谷 雅美 (公社)日本看護協会 常任理事  
理 事 坂村 健 東洋大学 INIAD(情報連携学部)学部長/cHUB(学術実業  
連携機構)機構長  
理 事 杉山 茂夫 (公社)日本歯科医師会 常務理事  
理 事 高橋 肇 (公社)全日本病院協会 常任理事  
理 事 松本 謙一 (一社)日本医療機器産業連合会 副会長/サクラグローバ  
ルホールディング(株) 代表取締役会長  
理 事 森田 朗 日本ユーザビリティ医療情報化推進協議会 代表理事 /  
津田塾大学 教授  
理 事 渡邊 大記 (公社)日本薬剤師会 常務理事  
監 事 光延 裕司 日本マイクロソフト(株) 業務執行役員 副事業部長  
監 事 濱 宏一郎 (株)NTT データヘルスケア事業部第一統括部統括部

2018 年 6 月 7 日

以上